

## 維持会員規程

昭和54年 4月 1日制定  
平成 9年 8月 1日改正  
平成24年 3月27日改正  
平成26年 7月 1日改正  
平成29年 7月 1日改正  
平成31年 4月 1日改正

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本規格協会（以下「**J S A**」という。）定款に基づき維持会員に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 維持会員は、**J S A**の目的（標準化《製品、サービス、組織、方法等に関する各種の規格を定め普及すること》及び管理技術に関して、その開発、普及及び啓発等を図り、もって社会経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること）及び定款第4条に掲げる**J S A**の事業に賛同し、所定の会費を納入した者とする。

### (入会)

第3条 維持会員として入会しようとする者は、加入申込書を理事長に提出し、理事会の議決を経て理事長が定める維持会費を納めなければならない。

2 入会については、維持会費の入金の確認をもって会員となったものとする。

### (会費)

第4条 維持会員の会費は、一口につき毎年度2万円とする。

### (情報提供等)

第5条 **J S A**は、維持会員に対し、国内外の標準化及びそれに関連する情報提供並びにその他必要な事項について緊密な連携を図る。

### (活動等への参加)

第6条 維持会員は、**J S A**が行う標準化に関する調査及び研究活動等に参加することができる。

### (会員情報の取扱い)

第7条 **J S A**は、取得する会員情報について、別途定める「個人情報保護方針」に従って、適法かつ適正に取り扱う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会の議決を得て、理事長が別に定めることができる。

(主管部署)

第10条 この規程は、グループ管理ユニット及び標準化普及戦略ユニットが主管する。

附則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附則(平成24年3月11規総第339号)

- 1 この規程は、J S Aが一般財団法人移行の認可を受け、登記をした日から適用する。
- 2 この規程は、「維持会員に関する規則」(昭和54年4月1日制定)を改正し、名称変更したものである。

附則(平成26年9月14規総第207-3号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則(平成29年10月17規総第306-5号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附則(平成31年4月19規総第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。